

昭和村総合教育会議設置要綱

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第一六二号。以下「法」という。)第一条の四第一項の規定に基づき、昭和村の教育に資するため、昭和村総合教育会議(以下「総合教育会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第二条 総合教育会議は、次に掲げる協議及び事務の調整等を行う。

- 1 昭和村の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下「大綱」という。)の策定に関する協議
- 2 昭和村の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

3 児童生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

(組織)

第三条 総合教育会議は、村長及び教育委員会をもって組織する。

(招集)

第四条 総合教育会議は、村長が招集し、総合教育会議の議長となる。

2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議をする必要があると思料するときは、村長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

(意見の聴取)

第五条 総合教育会議は、前条の協議等を行うにあたって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者か

ら当該協議等に関する意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第六条 総合教育会議は公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、又はその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(議事録の作成及び公表)

第七条 総合教育会議は、会議の終了後遅滞なく議事録を作成し、これを公表する。

2 議事録の公表は、会議に出席した構成員及び意見聴取した者による議事内容の確認後、前条ただし書きにより非公開とした部分を除き、昭和村の公式サイトなどに掲示するよう努めるものとする。

(調査結果の尊重)

第八条 総合教育会議において、構成員の事務の調整を行った事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(庶務)

第九条 総合教育会議の庶務は、総務課において処理する。ただし、総合教育会議の開催並びに大綱の策定等に関する事務を教育委員会に委任させる場合はこの限りでない。

(委任)

第十条 この要綱に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

附 則

この要綱は、平成二十七年七月二十九日から施行する。